

令和4年10月
(第27回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和4年10月25日(火曜日)

令和4年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年10月25日(火曜日) 午後9時00分～午前11時00分

2 開催場所 南大隅町役場 本所

3 (1) 出席委員(11人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第90号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
議案第91号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和4年10月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は11名ですので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、12番の横原委員と1番の山之口委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第89号の議案書、3ページの集計表読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通し下さい。
また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

1番： はい。1番山之口です。
10月23日午後4時より田邊委員、譲受人と3人で現地調査を実施いたしました。
この農地は〇〇より南東方向約1000mのところ〇〇海岸の保安林の近くに位置しております。現在はエン麦が植え付けてあります。
譲渡人は相続を受けましたけれども農業の経験はなく現在まで親族の方が耕作をしておりましたけれども、この方の離農により耕作者を探していた所、〇〇氏との売買が成立したところであります。〇〇さんは〇〇の田んぼにおきまして、バレイショ、ブロッコリー稲作(WCSを含む)と営農しており問題ないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。
ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。
何かございませんか。よろしいですか。

議 長： それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。
全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第89号受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第89号受付番号1番は許可することに決定いたします。

次に議案第89号受付番号2番3番に関しては関連しておりますので同時に審議いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料については6ページ、7ページ、受付番号3番の資料に関しては8ページ、9ページです。
それぞれ御目通し下さい。また別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思ひます。よろしくをお願いします。

議 長： 2番と3番については、私の担当ですので、報告いたします。
10月17日番A番4535㎡、B番6018㎡の2筆を谷口委員と確認しました。
現地は〇〇線の道路下になる所で、〇〇という所でございます。
県道より7、8m下側にありまして南向きの畑ではあるのですが、整備地区でない為にも入口も狭く、そして遊休化が進んで竹が3分の1以上入っております。
同時審議につきましてはですね、〇〇氏がこの農地を売りたいという事で売買の請求があったという事で同時審議をさせて頂くわけですが、〇〇氏の話によりましてここを整備して緑化樹の植栽をしたいという事でございます。そういった面から見ても何ら問題はないのかなと思ひます。審議をよろしくをお願いします。

それではこれから質疑に入ります。何かご意見ございましたらお願い致します。

事務局： はい。事務局から補足だけさせて頂きます。番号の2と3で金額の方が若干、差があるのですが、どちらも〇〇さんとは知り合いだそうで3番の〇〇さんの方からただでも良いと言われたそうで、でもそういうわけにはいかないという事でこの土地の固定資産税の評価額で計算をしたという事でした。2番の方は双方で話し合った結果このような金額になったという事でした。以上です。

議 長： 他にございませんか。よろしいですか。
それでは、受付番号2番3番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。
受付番号2番3番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を踏まえ、議題第89号受付番号2番3番について許可やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第89号受付番号2番3番については、許可することに決定いたします。

次に議題第90号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明致します。

(10ページ 議案第90号の議案書のみ読み上げ)

11ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

12ページから13ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。
よろしく申し上げます。

議長： はい。ありがとうございます。

事務局： はい。補足を2点程させていただきます。受付番号1番の〇〇さんの所ですが申告が賃借料1筆50,000円という事でしたので10aあたり計算すると5,444円程になってまいります。
受付番号11・12・13に関しては水利費込みの3筆で30,000円という申告でした。10aあたり水利費込みで計算すると14,000円くらいになってまいります。
以上です。

議長： 皆様からは何かございませんか。よろしいですか。

はい。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします

議案第90号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございます。全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第90号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第90号は計画のとおり決定いたします。

議長：次に、議案91号 地籍調査に伴う農地の地目調査の協議について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：14ページの議案第91号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第91号の議案書をもとに朗読及び説明)

令和3年度の実施地区は、根占の〇〇地区と〇〇地区、〇〇地区となっております。19ページが〇〇地区の調査集計表でございます。(調査前と調査後の筆数、面積を説明)

49ページ、51ページは調査区域となっております。

21ページから47ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので御目通し下さい。

次に、55ページは〇〇地区の調査集計表でございます。(調査前と調査後の筆数、面積を説明)

63、65ページは調査区域となっております。

57から62ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、御目通し下さい。

次に、69ページは〇〇地区の集計表でございます。(調査前と調査後の筆数、面積を説明。)

81、83ページは調査区域となっております。

71から80ページにかけて農地変更分の明細となっておりますので、御目通し下さい。

以上です。よろしく申し上げます。

議長：只今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。

9番：はい。これは自動で修正できるのですか。本人が役場の方に行けなくても役場でできるのですか。

事務局：地目変更されます。

議長：他にございませんか。よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断を頂きたいと思えます。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案91号は原案のとおり承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全推進委員、承認(過半数が承認)でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第91号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第91号は原案のとおり承認し、町長に意見を送付します。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご意見があれば挙手をお願いします。

事務局 : ① その他
② 11月の行事予定について

議長 : それでは、以上をもちまして、令和4年10月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員